



# 法 令

## 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

S · · O 生

### 閣 令

#### ◎閣令第十二號

重要產業指定規則中左ノ通り改正ス

昭和十七年四月八日

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

昭和十六年十月三日 閣令第一十六號重要產業指定規則抄

錄

重要產業團體令第二條ノ規定ニ依リ同令ヲ適用スペキ重

「造船事業」ヲ 「造船事業(朝鮮及臺灣ニ於ケル地方鐵道事業及軌道事業)當該事業ヲ含

要產業ヲ定ムルコト左ノ如シ

(左記略ス)

内閣總理大臣 東 條 英 機

ム)」ニ改ム

法 令

勅令

昭和十七年四月十五日

勅令第四百二十三號

重要産業團體令中左ノ通改正ス

第五十二條ノニ 第五十一条第一項、前條、第五十三條第

一項第二項、第五十四條及第五十五條ノ場合ヲ除クノ外

本令中主務大臣又ハ所管大臣トアルハ地方鐵道事業及軌

道事業ノ統制會ニ關シテハ鐵道大臣トス但シ第二十四條

第一七條、第三十三條、第三十四條第一項（會計ニ關

スル場合ヲ除ク）及第五十一條第二項中主務大臣又ハ所

管大臣トアルハ軌道事業ニ關スル事項ニ付テハ鐵道大臣

及内務大臣トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

例記

内務省告示第一號  
鐵道省令第一號第二條ニ依リ準用スル陸運

統制令施行規則第十八條第三號ノ輸送用物資ヲ左ノ通指定

ス但シ軌道ニ所屬セルモノ及所屬セシモノニ限ル

昭和十七年四月十日 鐵道大臣 八田嘉明

内務大臣 湯澤三千男

一 軌條（三米未滿ノモノヲ除ク）

二 軌條用繼目板

三 轉轍器、轍叉

四 鐵製橋桁（轉車臺及遷車臺用桁ヲ含ム）

五 信號機

六 電氣通票器

七 聯動機

八 軌道用配電線（長サ五〇〇米未滿ノモノヲ除ク）

九 軌道用饋電線（長サ一〇〇米未滿ノモノヲ除ク）

一〇 電車線（長サ一〇〇米未滿ノモノヲ除ク）

一二 軌道用水銀整流器

一三 軌道用電動發電機

一四 軌道用變壓器（五〇KVA未満ノモノヲ除ク）

一五 車輛用電動機

一六 車輛用發動機

一七 車輛用電動空氣壓縮機

一八 車輛制御裝置用機器

一九 集電裝置用機器

二〇 自動式車輛戶閉裝置機器

二一 車輛用車輪、車軸

監資第三二六號

昭和十七年四月十一日

鐵道省監督局長  
內務省國土局長

各地方長官宛

軌道所屬輸送用物資指定ニ關スル件通牒

陸運統制令ノ施行ニ伴ヒ車輛及鐵道省告示第一號指定ノ物

資ニ關シテハ同令施行規則第十九條及第二十一條ニ依リ認

第二條 陸運統制令施行規則第十五條乃至第十七條、第十  
八條第一號第三號、第十九條、第二十一條乃至第二十六  
條、第二十八條乃至第四十二條及第四十五條乃至第四十  
八條ノ規定ハ軌道事業ニ之ヲ準用ス但シ同規則中鐵道大

可ヲ要スルコトト相成候條貴管下軌道業者ニ示達相成度

◎内務省令第一號

陸運統制令中軌道事業ニ關スル部分ノ施行ニ關スル件左ノ

通り定ム

昭和十七年三月二十八日

鐵道大臣 八田嘉明

內務大臣 湯澤三千男

第一條 陸運統制令（以下令ト稱ス）第九條乃至第十五條

第十七條（第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ準用スル場  
合ヲ含ム）、第十八條（第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ  
準用スル場合ヲ含ム）、第二十二條、第二十三條、第二十  
七條及第二十八條中軌道事業ニ關スル部分ノ施行ニ關シ

テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

別記様式（用紙ノ大サハ日本標準規格A7シ中央點線ノ所ヨリ二ヶ折トス）

（表面）

臣トアルハ鐵道大臣及内務大臣トシ同規則第二十五條中地方鐵道法施行規則第十一條乃至第十四條トアルハ軌道法施行規則第八條及第九條竝ニ軌道法施行規則第二十七條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第十三條トシ同規則第二十六條中地方鐵道法第十二條、第十三條及第四十五條ノ免許、認可又ハ許可トアルハ軌道法第三條及第五條第一項ノ特許又ハ認可トス

第三條 内務大臣ガ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テ令第二十七條第二項ノ規定ニ依リ携帶セシムベキ

證票ハ別記様式ニ依ル

第四條 令第二十七條第一項ニ定ムル鐵道大臣及内務大臣ノ職權ハ地方長官之ヲ行フコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

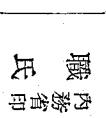
陸運統制令第二十七條ノ規定ニ依ル證票

裏面

第 號

昭 和

年 月 日



名

國家總動員法第三十一条 政府は國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨検ノ定務ノ状況若ハ帳簿類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得國家總動員法第四十二條第十三一條ノ規定ニ依リ陸上運送事業者、陸上運送ノ設備者、旅客又ハ貨主ヨリ物資ヲ使用若ハ所有スル者、運送ノ申込ラ爲ス者、當該官吏ヲシテ又ハ當該官吏ヲ店舗、事業場所、事務所、倉庫、貨物置場其ノ他所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物品ヲ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依リ準用スル場合ノ第十九條乃至第五條、第十七條、第十條第十九條及第二十條ノ規定ノ依リ準用スル場合ノ第二十二條、第二十三條、第二十七條ノ規定ニ依リ準用スル場合ノ第二十二條、第二十三條、第二十七條ノ規定ニ依リ準用スル場合ノ第二十一條ノ規定ニ依リ準用スル場合ノ第二十一條ノ規定ニ依リ帶セシムベキ昭和十七年鐵道省令第一號第第三條 内務大臣方當該官吏ヲシテ臨檢査定票ハ別記様式三依リ

## ◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものと認定す。

起業者 事業の種類

起業地 年月日

三重縣

鐵道大臣

鐵道敷設

青森縣東津輕郡後  
潟村遂田村地内

一七、三、二

神戸交通 車輛設計變更認可

鐵道大臣

鐵道保養

滋賀縣甲賀郡芋庄  
村地内

一七、三、五

神戸交通株式會社申請に係る從來設備なかりし車輛尾燈を、今

鐵道大臣

鐵道保養

神奈川縣鎌倉市扇  
ヶ谷地内

一七、三、一七

回新に設備せんとするものにして、臺數二四臺（一、六八八圓）

鐵道大臣

鐵道保養

神奈川縣鎌倉市扇  
ヶ谷地内

一七、三、一七

なるも右資材に關しては既に購入し貯藏し置きしものにして、格

鐵道大臣

鐵道保養

山口縣下松市大字  
西豊井内地

一七、三、一七

別支障無く、三月十八日監第四五九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

鐵道大臣

鐵道保養

和歌山縣伊都郡九  
度山町地内

一七、三、一七

より之を工事費四、二五〇圓を以て暗渠（混凝土製）に變更せん

鐵道大臣

鐵道保養

和歌山縣知事 道路改築

一七、三、一七

とする件は二月十六日監第二九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

鐵道大臣

鐵道保養

兵庫縣知事 河川改修

一七、三、三〇

より之を工事費四、二五〇圓を以て暗渠（混凝土製）に變更せん

鐵道大臣

鐵道保養

兵庫縣知事 河川改修

一七、三、一七

とする件は二月十六日監第二九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

鐵道大臣

鐵道保養

兵庫縣知事 河川改修

一七、三、一七

より之を工事費四、二五〇圓を以て暗渠（混凝土製）に變更せん

鐵道大臣

鐵道保養

兵庫縣知事 河川改修

一七、三、一七

とする件は二月十六日監第二九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 兵庫縣

阪神急行電鐵

神戸線軌道工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請、客年十月三十一日監第三、二二一

号認可に係る住吉川岡本間一部線路扛上工事の内西川開渠は、ビ

ーム管を埋設して廢止することになりし處、今回地先の要望に  
より之を工事費四、二五〇圓を以て暗渠（混凝土製）に變更せん  
とする件は二月十六日監第二九七號を以て内務、鐵道兩大臣より  
認可ありたり。

## 愛知縣

豊橋電氣軌道

赤門東田間道路擴築豫許可

本件は大正十二年三月二十三日特許に係り、竣工期限昭和二年三月十日迄の處、以前に六回延期しあるものにして赤門東田間道路擴築工事竣工期限は、昭和十六年十二月十六日迄なりしが本道

路の擴築は、豊橋都市計畫街路事業の執行に緊密の關係を有するものにして本事業の進捗せざると亦、用地買収に意外の日數を要したる爲、満二ヶ年間即ち昭和十八年十二月十六日迄に延期せんとするの件は已むを得ざるものと認めらるゝにより、二月十六日監第三〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

## 大 阪 府

大阪市營 梅田停留場保安設備變更認可

梅田停留場乘降場北部に在る検車場よりの出庫電車に對し、指示する爲、電燈式二位入換信号機を新設し、之に伴ひ聯動圖表及電線接續圖を變更せんとするの件は、格別支障なきを以て三月十日監第三七〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 所要機器及電線

普 通 線

一〇匹

電燈式一位信號機

二個

繼電聯動機

一個

退時解錠器

五個

## 東 京 府

目黒線廣尾線軌道側柱變更認可

中目黒線及廣尾線中電車線支用既設三角鐵柱曲損し、保安上建替を必要とし、所要資材の節約、街路整頓の爲中目黒線の一部

## 兵 庫 縣

山陽電氣鐵道 電動客車設計變更認可

電車線路を之に併行せる該社東横電鐵供給事業用配電柱に、其架し撤去鋼管柱を建替に充當せんとするものにして、格別支障無き様認めらるゝを以て、一月十日監第四、四四三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 東京横濱電鐵 玉川線電氣工事方法變更認可

東京横濱電鐵玉川線三軒茶屋讀賣遊園停留場間（互長五、九八

杆）は從來架空複線式なりしが、銅消耗並に磨耗張替に對する補充銅量多大なるを以て、之が節約を計り且電車線路の構造複雑に基因する故障を減少せしむる爲、架空複線式を架空單線式に改造せんとするものにして格別支障なきを以て、一月十日監第四四三號を以て内務、鐵道大臣より認可ありたり。

## 宮 城 縣

仙臺市營軌道 電動客車前面救助器撤去許可

大正十五年十一月八日附監第三〇七九號認可車輛三〇輛及昭和

十六年七月二十八日附監第二九一三號認可車輛二輛計三十二輛電動客車は、前面並に床下の兩種救助器設備は接觸事故多く事故減少並資材節減上より前面救助器を撤去せんとするものにして、止むを得ざるものと認めらるゝにより、一月十日監第四五二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

するものにして事情已むを得ざると認めらるゝに依り、四月八日

監第四六一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 岐阜縣

#### 神岡水電軌道 線路及工事方法變更認可

神岡水電軌道鹿間起點八、二四九、八四七米所在第十號橋梁は、  
鐵筋コンクリート橋として架設方義に認可申請の處、時局下鋼材  
節約の趣旨に基き、橋梁の鐵筋混凝土を混凝土拱橋に改め同橋附  
近軌道中心一部變更せんとするものにして、工法其他障支無き様  
認めらるゝを以て、四月八日監第八七八號を以て内務、鐵道兩大  
臣より認可ありたり。

### 廣島縣

#### 藝南電氣軌道 工事方法變更認可

藝南電氣軌道所屬併用軌道本線の内未鋪設區間を、昭和十五年  
四月八日監第七五八號岩穂津久茂間線路變更工事施處認可の鋪設  
方法通り施行せんとす、即ち張石鋪裝増設を爲さんとするものな  
り。工事方法を示せば左の通り。

區間 (一) 小倉——先小倉間 (延長五四六米)

(二) 弘生——航空隊前間 (延長六二〇米)

工費 七八、二〇一圓 (一時借入金を以て充當)

### 札幌市電 電動客車手用制動機省略許可

現在々籍車輛中三十三輛は常用として、空機制動機非常用とし  
て電氣制動機並に豫備として、手用制動機を設備しあつたる處、

當時運轉に於ては、手用制動機を使用するの機會殆ど絶無なる結  
果、調製其の他の點に於て各部機構を常に有効なる状態に保持す  
る事困難なるのみならず、制動機構の複雑化は却て空氣制動機の

効果を減殺する傾向が認めらるゝに依り、大正十四年監軌第二二  
八九號通牒に基き、監督官立會の下に所定の試験を行ひ何れも良  
障なく合格したるを以て手用制動機を廢止せんとするの件は、四  
月八日監第七二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 兵庫縣

#### 阪神急行電鐵 住吉川附近假設物使用期限延期認可

本件は昭和十五年十月三十一日監第三、二二一號を以て認可は  
係る神戸線住吉川附近線路扛上工事に伴ふ、假設物の使用期限に  
昭和十六年七月三十一日迄の處工事遲延等の爲、昭和十六年七月  
三十日を以て、昭和十七年一月末日まで使用期限延期申請ありし  
ものなるが工事用資材の運搬難並に動力節減等の爲、更に右假設  
物使用期限を昭和十七年五月末日迄、延期せんとするものにして  
已むを得ざるものと認めらるゝにより、四月八日監第七二二號を  
以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 北海道

### 大阪府

**大阪市營軌道 上本町三丁目交叉點工事方法變更認可**

大阪市營軌道申請に係る既設玉造線と、大手前上本町線との連絡線は、操車場存置の必要なく且鋼鐵材統制上より之を撤去せんとする件は別段支障無きを以て、四月八日監第八〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**大阪府・兵庫縣**

**阪神急行電鐵 電動客車設計變更認可並に特別設計許可**

阪神急行電鐵申請に係る、標記の件は客年八月十九日附監第五六九號增加認可（昭和十四年十二月十四日監第三一〇五號認可と同一設計）の電動客車四輛を昭和十五年十二月四日監第三、四一三號認可と同一設計に變更し、尙屋根部の構造鋼製を籠め木製のものとし電氣的絶縁を一層良好ならしめ、以て集電裝置其他の接地事故を防止せんとする件は、格別支障無きを以て四月八日監第七三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**大阪府・京都府**

**京阪電氣鐵道 電動客車設計變更認可**

京阪電氣鐵道申請に係る標記の件は、昭和二年八月二十二日附監第二二一八號設計認可の電動客車三輛の輸送效率を向上せしむる爲、工費二三、四〇〇圓を以て横座席を縱座席に變更し且三輪連結運轉可能なる様改造せんとする件は格別支障無きを以て

四月八日監第八〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありた

**山梨縣**

**陝西電氣鐵道 甲府驛前起點二秆四三四同二秆七一六周道路擴寬猶豫期限延期認可**

陝西電氣鐵道申請に係る標記の件は、西部線併用軌道中甲府市壽町地内甲府驛前起點二秆四三四より同二秆七一六間延長零秆二八二の道路幅員擴築工事は、昭和十五年三月二十五日監第七一七號を以て、昭和十六年十二月十三日迄延期中の處、今回更に昭和二十二年十二月十三日迄延期せんとする件は、現時臨時體制下事情已むを得ざるを以て、四月八日監第八〇九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**岐阜縣**

**神岡水電軌道 線路及工事方法變更認可**

神岡水電軌道申請に係る標記の件は、鹿間東町線及六郎淺井田線中岐阜縣吉成郡船津町大字東町字六郎地内に於て、日本發送電株式會社、三井礦山株式會社の工場新設せらるゝに伴ひ、地勢の關係上現在の軌道線路を移設するの止むなきに至りたるを以て、線路及線路變更に伴ふ、橋梁位置の變更並隧道新設せんとする件は左記通牒を附し、四月八日監第八〇八號を以て内務、鐵道兩大臣よ

り認可ありたり。

通牒

客年十月三日附十六道第三四八號追達神岡水電株式會社軌道線及工事方法變更の件別紙の通り、指令相成候處尙營業糾程移動に付ては別途之が手續を爲さしめられ度。

備考

(1) 工事費 鹿間東町間(延長一、三二糸)三三、〇〇〇圓

六郎淺井田間(〃〇、五四一糸)七〇、三三〇圓

合計  
一〇三、三三〇圓

本經費は日本發送電及三井鐵山兩社にて支辨

(2) 軌條及枕木類は廢止線分を使用し、不足分は貯藏品を使用す。

兵庫縣

阪神急行電鐵 西灘停留場假設物使用期限延期並に同假設物を本設備に變更認可

阪神急行電鐵申請に係る本件は、昭和十五年四月八日付監第六八四號を以て認可ありし、神戸線西灘停留場假設乗降場並同上家の使用期限は昭和十六年十一月十五日迄の處、資材入手困難の爲右假設物の使用期限を昭和十八年十一月十五日迄、二ヶ年間延期し、尙右假工事を其の儘本工事に變更せんとするの件は左記通牒

を附し、四月八日監第七七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

通牒

本年二月三日附土第六、七四一號ノ一を以て、阪神急行電鐵西灘停留場假設物使用期限延期並に、同假設物を其儘本設備に變更の件追達有之候處假設物使用期限に關しては、認可の日迄之を認め別紙の通指令相成候條右了知の上、其の旨會社に示達有之度。

